

# 平成31（2019）年度 公益財団法人栃木県環境保全公社事業計画

## 1 方針

「循環型社会形成推進基本法」のもと、循環型社会構築に向けた基盤は順調に整備されており、本県においても、「栃木県環境基本計画」の基本目標に「良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効利用する社会づくり」を掲げ、様々な取り組みが積極的に行われているところであります。

また、「栃木県廃棄物処理計画」により、更なる廃棄物の排出抑制と適正処理、県民理解の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このような状況を踏まえ、平成31年度は、国及び県の施策と連携を図りながら、廃棄物処理施設の設置を促進するための廃棄物処理施設等周辺整備事業や廃棄物の適正処理とリサイクルの促進を図るためのリサイクル情報事業を積極的に実施いたします。

また、セミナー等の開催により、廃棄物の減量化、適正処理、処理施設の必要性等を県民に広く周知するための普及啓発事業を実施いたします。

さらに、廃棄物処理に関する調査研究を行うとともに、県が行っている那珂川町北沢地区の環境モニタリング調査を支援します。

## 2 事業

### (1) 廃棄物処理施設等周辺整備事業の実施

#### ア 廃棄物処理施設等周辺整備事業の実施

廃棄物処理施設の設置を促進するため、市町が廃棄物処理施設を受け入れる地域住民の要望に応じて、水道、道路、公民館等地域の振興等、公益に資する施設等を整備する場合及び、地元自治会等が廃棄物処理施設の監視を行う場合、それらに要する経費を寄附限度額以内で市町に対して寄附する。

平成31年度は、真岡市、矢板市及び那須塩原市に対し、7千4百万円余の寄附を予定している。

#### イ 廃棄物処理施設等周辺整備事業フォローアップ事業の実施

廃棄物処理施設の円滑な設置促進を図るため、現在実施している廃棄物処理施設等周辺整備事業について、事業を実施した地域住民に対し実態調査を行い、今後の廃棄物処理施設設置に対する住民理解のために活用していく。

(2) リサイクル情報事業の実施

ア 循環資源交換制度によるリサイクルの推進

「栃木県循環資源交換情報」をホームページに掲載し、事業所等に対して循環資源の提供や受入の情報を周知するとともに、掲載事業者に対する相談・アドバイスを適宜実施することにより事業所間の循環資源の交換を促進する。

イ アンケート調査等の実施

県内事業所における資源物のリサイクル状況等を調査し、その結果をホームページや情報誌「3Rとちぎ」に掲載するなどして広く公表する。

ウ リサイクル情報誌「3Rとちぎ」の発行

減量化やリサイクルに関する新技術、先進事例など県内事業所や県・市町の積極的な取組を紹介するリサイクル情報誌「3Rとちぎ」を発行するとともに、ホームページに内容を掲載する。

年間 1回、2,700部、3月 発行予定

(3) 廃棄物等に関する普及啓発事業の実施

ア 講習会の開催

①廃棄物の減量化や廃棄物処理法の概要の周知等を図るため、廃棄物排出事業者等に対し講習会を開催するとともに、当公社ホームページに講習会結果等を掲載する。

②廃棄物処理法の改正内容等について周知徹底を図るため、廃棄物処理業者等に対し講習会を開催するとともに、当公社ホームページに講習会結果等を掲載する。

イ 産業廃棄物排出抑制セミナーの開催

排出現場における廃棄物の排出抑制や再資源化の取り組みを促進するため、先進的な事例や情報を持つ講師を招いたセミナーを開催する。(新規)

ウ ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業の実施

県民や県内に所在する事業所・団体等を対象に、循環型社会の形成において産業廃棄物処理施設の役割について理解促進を図るため、産業廃棄物処理施設の見学会を実施する。(新規：栃木県及び(公社)栃木県産業資源循環協会との共催)

エ 廃棄物処理施設設置に向けた支援

廃棄物処理施設設置計画が円滑に進むよう、公社の中立的立場と廃棄物関

係専門機関としてのノウハウを活かして、廃棄物処理施設の整備主体や市町又は地域住民等からの要請を受け、廃棄物処理施設に係る説明会に参加し、必要なアドバイスをするなどの支援を行う。

オ 産業廃棄物処理業等講習会の講師

産業廃棄物関係事業者の資質向上と業者の適正な処理業務の推進のため、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが県内で開催する産業廃棄物処理に関する講習会の講師を担当する。

(4) 産業廃棄物処理に関する基礎調査の実施

ア 公共関与に関する調査研究

公共関与による廃棄物処理施設の設置に必要なノウハウを蓄積するため、公共関与により設置した他県の先進的廃棄物処理施設等の整備手法や処理事業等について調査研究を行う。

イ 情報収集と提供

当社が持つ情報ネットワークを活用して、廃棄物処理に関する最新の課題や先進的廃棄物処理施設に関する技術情報等を収集・整理し、ホームページや広報誌「3Rとちぎ」で広く広報する。

ウ 那珂川町北沢地区の環境モニタリング調査への支援

那珂川町北沢地区の不法投棄現場及びその周辺地域の地下水等の水質等を監視する県に協力し、環境汚染の未然防止措置を講ずる必要性判断のための基礎データの解析を行う。

(5) 公共的産業廃棄物処理施設整備助成事業の実施

産業廃棄物処理施設の設置促進を図るため、「公共的産業廃棄物処理施設整備資金貸付要綱」に基づき、事業者が一定の貸付要件を満たした産業廃棄物処理施設を設置する場合、その建設事業資金の一部の貸付けを行う。

併せて、施設の設置及び維持管理の方法等、安全確保についても指導・助言する。

〈貸付要件〉

- ①埋立容量が概ね100万立方メートル以上の管理型最終処分場であること。
- ②安全性、事業採算性、低収益性等が勘案されるものであること。
- ③原則として県内の産業廃棄物を処理するものであること。
- ④工事着手後、概ね3年以内に当該対象事業に係る営業が開始されるものであること。
- ⑤関係法令及び指導要綱に適合しているものであること。

資金調達は、県の損失補償を受け市中銀行から借入れる。

借入限度額 10 億円。

平成 6 年 1 月「公共的産業廃棄物処理施設整備資金貸付事業の実施に関する協定」を県と締結している。

平成 5 年度から制度化しているが、現在まで貸付実績はない。

(6) 会議の開催等

①評議員会の開催

第 14 回評議員会(書面) 平成 31 年 4 月(予定)

第 15 回評議員会 平成 31 年 6 月(予定)

②理事会の開催

第 25 回理事会 平成 31 年 5 月(予定)

第 26 回理事会 平成 32 年 3 月(予定)

③全国廃棄物処理公社等連絡協議会への参加

ア 第 41 回連絡協議会

開催予定日 平成 31 年 11 月頃

イ 第 40 回担当主管者会議

開催予定日 平成 31 年 7 月頃